

24水管第1173号  
平成24年7月30日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第220号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成23年11月25日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

## 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案				現行			
第1・第2 (略)				第1・第2 (略)			
第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項				第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。				4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。			
(単位：トン)				(単位：トン)			
	第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成24年7月～ 平成25年6月	455,000	1	さんま	平成24年7月～ 平成25年6月	455,000
2	すけとうだら	平成24年4月～ 平成25年3月	<u>263,000</u>	2	すけとうだら	平成24年4月～ 平成25年3月	<u>241,000</u>
3	まあじ	平成24年1月～12月	<u>226,000</u>	3	まあじ	平成24年1月～12月	<u>176,000</u>
4	まいわし	平成24年1月～12月	245,000	4	まいわし	平成24年1月～12月	245,000
5	まさば及び ごまさば	平成24年7月～ 平成25年6月	685,000	5	まさば及び ごまさば	平成24年7月～ 平成25年6月	685,000
6	するめいか	平成24年1月～12月	339,000	6	するめいか	平成24年1月～12月	339,000
7	ずわいがに	平成24年7月～ 平成25年6月	6,381	7	ずわいがに	平成24年7月～ 平成25年6月	6,381
(注1)・(注2) (略)				(注1)・(注2) (略)			

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>166,600</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	<u>87,000</u>
4	まいわし	大中型まき網漁業	128,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	392,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200
		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,656

(注1)・(注2) (略)

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>144,600</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	<u>67,000</u>
4	まいわし	大中型まき網漁業	128,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	392,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200
		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,656

(注1)・(注2) (略)

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	59,000
		(3) 太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	(1) A海域	3,217
		(2) B海域	28
		(3) D海域	875
		(4) E海域	536

(注) (略)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとお

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	37,000
		(3) 太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	(1) A海域	3,217
		(2) B海域	28
		(3) D海域	875
		(4) E海域	536

(注) (略)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとお

りとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年(するめいかについては平成18年～20年)。以下、本項において同じ。）の漁獲実績が概ね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいかについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようになるとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

(1)・(2) (略)

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
和歌山県	4, 000
島根県	38, 000
山口県	6, 000

りとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年(するめいかについては平成18年～20年)。以下、本項において同じ。）の漁獲実績が概ね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいかについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようになるとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

(1)・(2) (略)

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
和歌山県	4, 000
島根県	30, 000
山口県	5, 000

愛媛県	<u>5, 0 0 0</u>	愛媛県	<u>4, 0 0 0</u>
長崎県	<u>2 7, 0 0 0</u>	長崎県	<u>2 1, 0 0 0</u>
鹿児島県	<u>7, 0 0 0</u>	鹿児島県	<u>5, 0 0 0</u>
(略)		(略)	
(4) ～ (7) (略)		(4) ～ (7) (略)	
第7～第12 (略)		第7～第12 (略)	